

# 国立大学法人北海道大学におけるPPP／PFI手法導入の優先的検討に関する要項

平成29年3月21日

総 長 裁 定

(目的)

**第1条** この要項は、「多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、国立大学法人北海道大学(以下「本学」という。)が行う施設整備等に関し、多様なPPP／PFI手法を導入するための優先的検討について必要な事項を定めることにより、新たな事業機会の創出及び民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に施設等を整備等するとともに、本学構成員等に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要項において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設等 国立大学法人北海道大学固定資産管理規程(平成16年海大達第119号)第3条第1項第6号のイからホまでに規定するものをいう。
- (2) 整備等 施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、サービスの提供を含む。
- (3) 施設整備事業 施設等の整備等に関する事業をいう。
- (4) 運営等 運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、サービスの提供を含む。
- (5) PPP／PFI手法 民間事業者が本学施設等の整備等を担う手法をいう。
- (6) 優先的検討 この要項に基づき、本学施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP／PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討することをいう。
- (7) 利用料金 施設等の利用に係る料金をいう。

(優先的検討の開始時期)

**第3条** 本学は、新たに施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合のほか、次に掲げる場合その他の施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- (1) 「文部科学省インフラ長寿命化計画(行動計画)」(平成27年3月31日策定) Vに示す「個別施設計画」の策定又は改定を行う場合
- (2) 施設等の運営等の方針について見直しを検討する場合
- (3) 施設等の集約化又は複合化等の有効活用を検討する場合

(優先的検討の対象事業)

**第4条** 優先的検討の対象とする施設整備事業は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる施設整備事業

イ 産学連携施設、宿泊施設（学生宿舎、職員宿舎等）、福利厚生施設の整備等に関する事業

ロ その他利用料金の徴収を行う施設等の整備等に関する事業

(2) 次のいずれかの事業費基準を満たす施設整備事業

イ 事業費の総額が10億円以上の施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）

ロ 単年度の事業費が1億円以上の施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

2 次のいずれかに該当する施設整備事業は、優先的検討の対象から除くものとする。

(1) 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている施設整備事業

(2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている施設整備事業

(3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている施設整備事業

(4) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある施設整備事業

(採用手法の選択)

**第5条** 本学は、優先的検討の対象となる施設整備事業について、第7条に規定する簡易な検討又は第8条に規定する詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

(簡易な検討を経ずに行う採用手法導入の決定)

**第6条** 採用手法が次のいずれかに該当する場合には、次条に規定する簡易な検討を省略し、第8条に規定する詳細な検討の実施により、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

(1) 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBTO方式（民間事業者が施設等を建設、製造又は改修した後、施設等の所有権を本学に移転した上で、当該施設等を運営する方式をいう。）

(2) 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法

(簡易な検討)

**第7条** 本学は、優先的検討の対象となる施設整備事業について、別紙1のPPP/P

F I 手法簡易定量評価調書により、自ら施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法導入の適否を評価するものとする。この場合において、第5条後段の規定により複数の手法を選択した場合には、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- (1) 施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- (2) 施設等の運営等の費用
- (3) 民間事業者の適正な利益及び配当
- (4) 調査に要する費用
- (5) 資金調達に要する費用
- (6) 利用料金収入

2 採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、前項に規定する費用総額の比較による評価にかかわらず、次に掲げる評価その他本学の負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- (1) 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- (2) 類似事例の調査を踏まえた評価

（詳細な検討）

**第8条** 採用手法が、第6条第1号若しくは第2号のいずれかに該当する場合又は前条に規定する簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された施設整備事業以外の施設整備事業については、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

（評価結果の公表）

**第9条** 第7条に規定する簡易な検討又は前条に規定する詳細な検討でPPP／PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項をインターネット上で公表するものとする。なお、公表時期については、入札手続き等の公正さを確保するため、入札手続き終了後等の適切な時期とする。

- (1) PPP／PFI手法を導入しないこととした旨
- (2) 評価結果

（雑則）

**第10条** この要項に定めるもののほか、優先的検討に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要項は、平成29年 3月21日から実施する。